



従来の保険証から マイナ保険証へ、その後

2024（令和6）年12月2日に従来の健康保険証の新規発行が停止され、以降はマイナ保険証もしくは資格確認書による受診受付が基本となりました（2024（令和6）年12月2日時点で有効な保険証は、その後も最大1年間有効）。マイナ保険証の利用でとくに課題としてあげられるのが、施設に入所している高齢者等の受診です。これまでは、本人の認知能力等に応じて保険証を施設が預かり、管理することもありましたが、個人情報漏洩のリスク等もあることから、これまでのように預かることが難しいという声が出ています。国では「施設管理の場合は鍵付きロッカーへの保管、出し入れを記録、管理する職員の範囲を定める」等のマニュアルを示していますが、実際にどのように対応しているのか、事例をみながら適切な管理について考えます。



従来の保険証の 発行停止までの経緯

2022（令和4）年6月7日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、マイナンバーカードの健康保険証としての利用の促進が掲げられたこと、また同日に閣議決定された「経済財

政運営と改革の基本方針2022」でも、マイナンバーカードと健康保険証の一体化の加速が掲げられたこと等を受け、2022（令和4）年12月から「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会」（デジタル庁）での検討が始まった。同検討会は2023（令和5）年2月に、「2024（令和6）年秋に保険証の廃止を目指す」ことを中間とりまとめとして公表。2023（令和

5）年3月7日には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案」（令和5年法律第48号／以下、改正法）が国会に提出され、同年6月2日に成立（同月9日公布）した。

改正法では、健康保険証を廃止するとともに、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある者※1が必要な保険診療等を受けられるよう、当該者からの求めに応じ、各医療保険者等は、医療機関等を受診する際の資格確認のための「資格確認書」を、書面または電磁的方法により提供することとされた（公布日から1年6カ月以内の政令で定める日に施行）。その後、2024（令和6）年12月2日に健康保険証の新規発行が停止された。なお、発行済みの健康保険証は施行後1年間（先に有効期間が到来する場合は有効期間まで）有効とみなす経過措置が設けられている。

要配慮者には、申請により 資格確認書を無償で交付

マイナ保険証導入に期待される効果として

※1…マイナンバーカードを紛失した・更新中の者、介護が必要な高齢者や子ども等マイナンバーカードを取得していない者、ベビーシッター等の第三者が本人に同行して本人の資格確認を補助する必要がある場合等

※2…第186回社会保険審議会医療保険部会（令和6年11月21日）資料3「マイナ保険証に関する現状」より

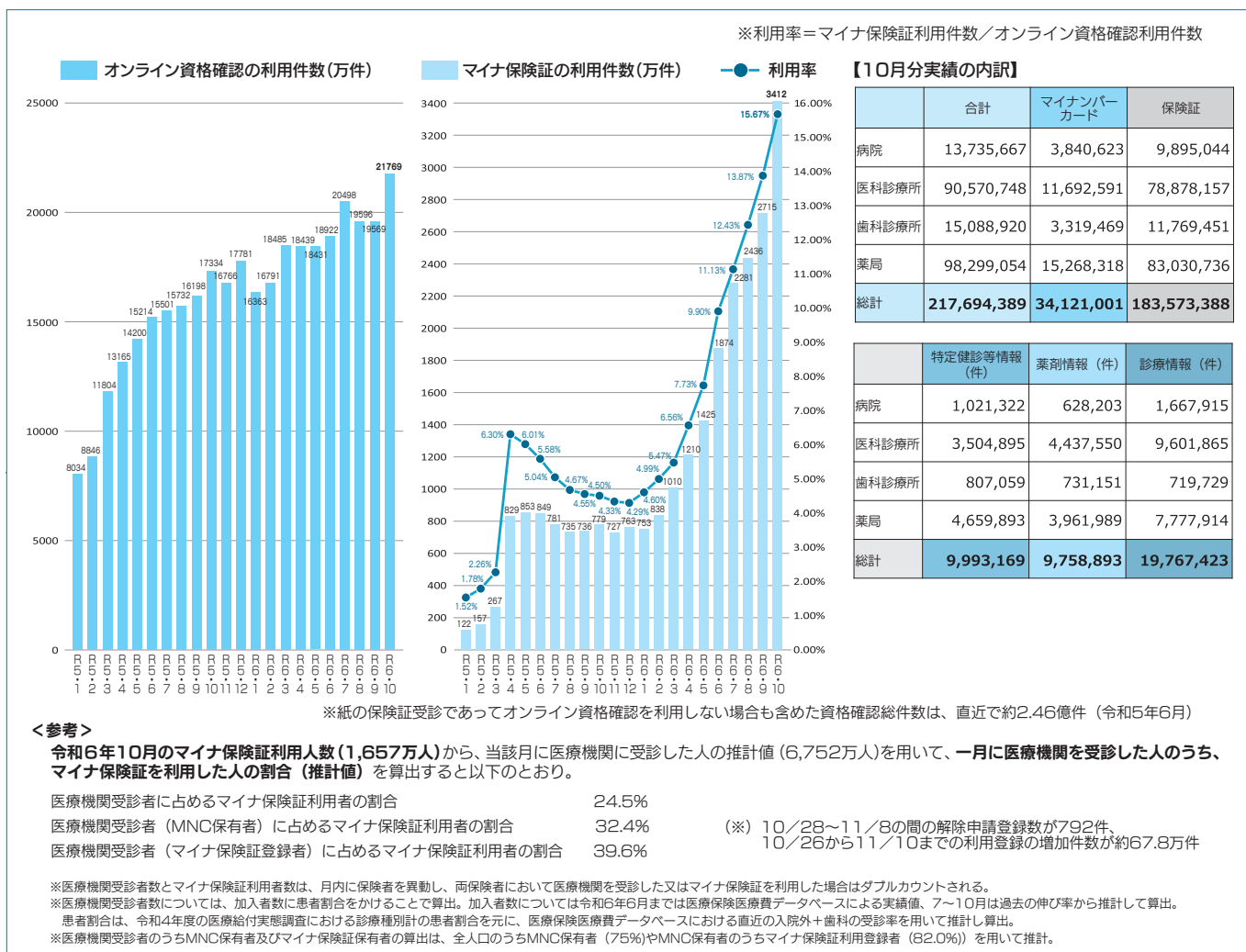
は、①データに基づくよりよい医療が受けられる、②手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが不要になる、③救急搬送時、医療情報に基づく総合的な判断により適切な処置を受けられる等があり、マイナンバーカードの保有者は2024（令和6）年10月末時点で944.9万人、マイナンバーカードを保険証として登録している者は774.7万人、携行している者は2024（令和6）年8月時点で保有者の約50%、マイナ保険証の利用経験は約5人に2人（Web調査）となっている※2。

また、マイナ保険証の利用率は2024（令和6）年10月時点で約16%となるなど、徐々に伸びてきている（図参照）。従来の保険証の有効期限が迫るに連れ、利用率はさらに伸びていくことが見込まれる。

一方、マイナ保険証の利用が簡単ではないのが、要介護高齢者や障害者等である。なかでも、特養、老健、グループホーム、障害者支援施設等では、急な受診が必要になったとき等に備え、利用者・入所者の健康保険証を預かっている（管理している）施設が全体の8割強にのぼるが、マイナ保険証の管理については、9割以上が「管理できない」としている※3。その理由（複数回答）としては、「カード・暗証番号の紛失時の責任が重い」（91.1%）、「カード・暗証番号の管理が困難」（83.8%）、「不正利用、情報漏洩への懸念」（73.5%）、「家族の同意が得られない」（41.0%）等があげられている。

こうした声を受け、厚生労働省では、「高齢者・障害者等の要配慮者の方々におけるマ

図 オンライン資格確認の利用状況



第186回社会保障審議会医療保険部会(令和6年11月21日)資料3より

※3…「保険証廃止に伴う高齢者施設等への影響調査—全国の特養・老健1219施設の意見—」(全国保険医団体連合会 2023年3月24日～2023年4月10日調査)



この著作物は著作権法、国際条約およびその他の知的財産権に関する法律や条約によって保護されています。版權者（独立行政法人福祉医療機構）ならびに著作権者の許可を得ない複製（コピー）、再配布を、固くお断わりいたします。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて

— 広島市・医療法人社団更生会 こころホスピタル草津 —

広島市にある医療法人社団更生会こころホスピタル草津は、精神科基幹病院として専門的な治療から地域生活まで包括的にサポートしています。令和6年8月に新棟の開設に伴い、現在の病院名に改称し、受診のハードルを下げるのと同時に、地域の無治療の患者を医療につなげることを目指しています。その取り組みについて取材しました。

**精神科基幹病院として
治療から地域生活まで支える**

広島市西区にある医療法人社団更生会こころホスピタル草津は、広島県西部の精神科基幹病院として「いつも、あなたのそばに」というコンセプトのもと、地域に根ざした精神科医療を提供している。法人の沿革としては、昭和8年に佐藤外科医院を開設したことに始まる。その後、草津病院に名称変更を行い、精神科救急医療施設として地域の救急医療を支える役割を担うとともに、広島市西部認知症疾患医療センターとして認知症の早期発見、周辺症状の治療などにも力を入れている。さらに、専門的な治療だけでなく、相談支援、訪問看護、自立訓練（生活支援）事業所、就労支援事業所を整備し、治療から地域生活まで包括

的なサポートに取り組んでいる。

現在の病床数は429床で、その内訳は精神科救急急性期医療入院料が286床、精神科棟入院基本料が96床、認知症治療病棟が47床となっている。うつ病などの気分障害、統合失調症、認知症、アルコール依存症など、あらゆる精神疾患に対応している。

地域における精神科の医療提供体制としては、県西部の精神科救急輪番病院は2施設のみで、身体疾患や認知症慢性期の診療を行う病院は比較的充実しているものの、合併症に対応できる病院が少なく、精神科救急や合併症、認知症急性期の医療ニーズが高くなっており、同院が地域で担う役割が大きくなっている。

**地域とつながる
精神科病院を目指して**

同院は、令和6年8月に本館となる新棟を開設するとともに、病

院名を「草津病院」から「こころホスピタル草津」に改称している。病院名を改称した経緯について、理事長・院長の佐藤悟朗氏は次のように説明する。

「平成30年に広島県で豪雨災害が発生し、災害派遣精神保健医療チーム『DPAT』に参加したことがきっかけでした。安否確認や診察をするため被災地に入りましたが、精神科への抵抗感から受診を拒否されるケースが多く、治療

施設の概要

医療法人社団 更生会 こころホスピタル草津

〒733-0864

広島市西区草津梅が台 10-1

TEL 082-277-1001

FAX 082-277-1008

URL <https://www.kusatsu-hp.jp>

病院開設：昭和8年

理事長・院長：佐藤 悟朗

病床数：429床（精神科救急急性期医療入院料286床、精神科棟入院基本料96床、認知症治療病棟入院料47床）

診療科：精神科、心療内科、神経内科、内科

法人施設：相談支援事業所、訪問看護ステーション、自立訓練（生活訓練）事業所、就労移行支援・就労継続支援B型事業所

指定施設：広島市西部認知症疾患医療センター、広島市西区障害者基幹相談支援センター



続きは、

月刊誌

本誌にてご覧ください。

定期購読のご案内

月刊誌「WAM」は1年間の定期購読誌です。

購読料／1年間・・・8,988円（税、送料込）

体裁／A4変型判 本文36ページ

編集・発行／独立行政法人福祉医療機構

編集協力／株式会社法研

[定期購読のお申し込みはこちら](#)

お問い合わせ

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13ヒューリック神谷町ビル9階
独立行政法人福祉医療機構 総務部 広報課
TEL:03-3438-9240 fax:03-3438-9949